

岡山県医師確保計画の概要

1 計画の主な内容

- 医師偏在指標による評価結果を基に、「都道府県」・「二次医療圏」ごとに「医師確保の方針」及び「確保すべき目標医師数」を定め、「目標達成に向けた施策」を実施する。
- 全体計画に加えて、産科・小児科における医師確保計画を策定する。

2 「医師偏在指標」による評価

【医師偏在指標の算定方法（概要）】 ※都道府県・二次医療圏で算定方法は同じ

$$A \text{ 地域の医師偏在指標} = \frac{A \text{ 地域の標準化医師数 (※1)}}{(A \text{ 地域の人口} / 10 \text{ 万}) \times A \text{ 地域の標準化受療率比 (※2)}}$$

- (※1) 標準化医師数 : 性・年齢階級別の医師の平均労働時間を基に、地域内の医師数を再計算したもの
- (※2) 標準化受療率比 : 性・年齢階級別の全国受療率等を基に、地域内で期待される受療者の割合

【岡山県の医師偏在指標】

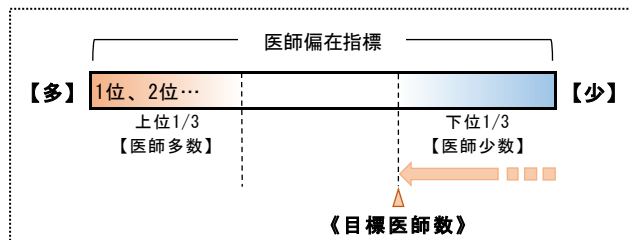
区分	偏在指標による相対評価等
三次医療圏 (都道府県)	<p>岡山県：283.2（全国第4位：医師多数県） ※対全国平均+43.4（全国：239.8）</p>
二次医療圏	<p>医師多数区域 : 県南東部圏域(336.6)、県南西部圏域(273.6) どちらでもない区域 : 津山・英田圏域(182.1) 医師少数区域 : 高梁・新見圏域(114.3)、真庭圏域(132.0)</p>

3 「目標医師数」及び「医師確保の方針」

保健医療圏	現状の医師数 H28(2016).10.1	目標医師数 令和5(2023)年度末	医師確保の方針
県全体 [医師多数県]	5,752人	— ※1	新たな医師確保対策は行わないが、医師少数区域及び他の圏域内の医師不足地域へ地域枠卒業医師等の配置を行うなど、既存の施策を継続する。
県南東部 [医師多数区域]	3,245人	— ※1	新たな医師確保対策は行わないが、圏域内の医師不足地域へ地域枠卒業医師等の配置を行うなど、既存の施策を継続する。
県南西部 [医師多数区域]	1,984人	— ※1	新たな医師確保対策は行わないが、圏域内の医師不足地域へ地域枠卒業医師等の配置を行うなど、既存の施策を継続する。
高梁・新見 [医師少数区域]	86人	93人※2	医師多数区域等からの医師派遣の継続、地域枠卒業医師等の優先配置を行う。
真庭 [医師少数区域]	78人	78人※2	医師多数区域等からの医師派遣の継続、地域枠卒業医師等の優先配置を行う。
津山・英田	359人	— ※1	医師多数区域からの医師派遣の継続、圏域内の医師不足地域へ地域枠卒業医師等の配置を行うなど、既存の施策を継続する。

※1 医師少数ではないため目標医師数を既に達成しており、目標医師数の設定は行わない。

※2 ガイドラインの規定により、医師少数区域は下位1/3を脱する（その基準に達する）ために必要となる医師数を目標医師数とする。



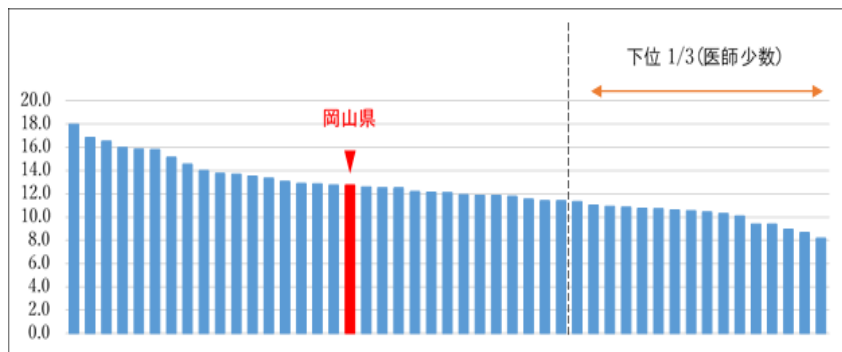
4 目標達成に向けた施策

- (1) 大学等と連携した医師の確保・育成
地域枠卒業医師の養成、地域医療人材育成講座（寄附講座）の設置等
- (2) へき地医療を支える医師の確保
自治医科大学卒業医師の派遣等
- (3) 地域医療支援センターを中心とした医師確保対策
地域枠卒業医師の派遣、地域医療のニーズ分析や病院調査による実態把握等
- (4) キャリア形成プログラムの運用
地域枠卒業医師及び自治医科大学卒業医師のキャリア支援等
- (5) 医療対策協議会における協議
医師確保に必要な事項の協議等
- (6) 女性医師が働き続けやすい環境の整備
女性医師の離職防止と再就業の促進等
- (7) 医療従事者の勤務環境の改善
医療勤務環境改善支援センターによる医療機関からの相談対応、助言等

5 産科における医師確保計画

【産科医師偏在指標による評価】

- ・分娩件数及び産科・産婦人科医師数により算定。
- ・本県は医師少数とはならない。二次医療圏では津山・英田圏域が医師少数区域に該当。



【医師確保の方針】

津山・英田圏域において重点的に必要とされる医師の確保に努める。その他の圏域においても、産科・産婦人科医師が不足している可能性を踏まえ、周産期母子医療センターを核とした県全体の周産期医療体制の継続に必要な医師の確保に努める。

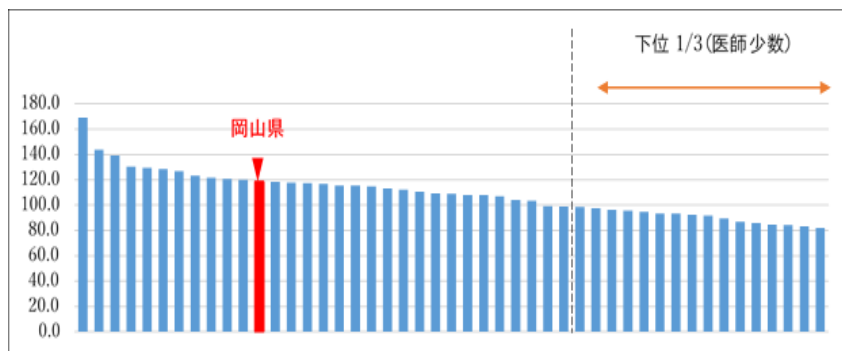
【目標達成に向けた施策】

- ・地域卒卒業医師等の配置により、医師偏在の解消を図りながら、医師の確保に努める。
- ・産科・産婦人科医師の確保及び育成に向けた処遇改善を実施している周産期医療機関を引き続き支援する。
- ・圏域を越えて各医療機関が相互にサポートすることにより、周産期医療の維持に努める。

6 小児科における医師確保計画

【小児科医師偏在指標による評価】

- ・年少人口（15歳未満）、地域の受療率及び小児科医師数により算定。
- ・本県は医師少数とはならない。二次医療圏では真庭圏域が医師少数区域に該当。



【医師確保の方針】

真庭圏域において重点的に必要とされる医師の確保に努める。その他の圏域においても、小児科医師が不足している可能性を踏まえ、地域偏在の解消を図りつつ、内科医師との連携を進めながら、小児医療の確保に必要な体制を整備し、必要な医師の確保に努める。

【目標達成に向けた施策】

- ・自治医科大学卒業医師や地域卒卒業医師の配置により、医師偏在の解消を図りながら、医師の確保に努める。
- ・地域の内科医師等が小児の初期救急医療等に対応できるよう、研修会を実施する。
- ・小児医療電話相談事業により、不要不急の小児救急受診を減少させ、関係機関及びその従事者の負担を軽減するよう努める。